

HOME

商品一覧

火災共済

組合情報

お問合せ

## 自動車事故費用共済

わずかな分担金（掛金）で安心をお届けします！！




【組合関連】

**お得** 組合員になると？  
組合員割引施設 ▶

【契約関連】

お気軽にご相談下さい。  
通話無料 **0120-38-0521**  
平日9:00~17:00

 FAQ  
よくあるご質問 ▶

【外部リンク】



【その他】



死亡臨時費用共済金 ※1	30万円	契約者に過失がある自動車事故により、相手側に死亡者が生じたときは、30万円をお支払いします。
死亡事故共済金 ※2	300万円	事故の日から180日以内に死亡者が生じたときは、300万円を限度として、お支払いします。 相手側に死亡者が生じた場合は、300万円を限度額として、契約者が相手側に支払った実費をお支払いします。 ※死亡臨時費用の支払いを受けた場合は、その額を差し引いてお支払いします。
入院共済金 ※3	入院：日額4,500円 通院：日額2,250円	365日または300万円を限度としてお支払いします。 相手側に傷害者が生じた場合は、相手方に対する入院共済金の合計額を限度額として、契約者が支払った実費をお支払いします。 ※傷害者が複数の場合は、18,000円を日額上限とします。 ※入院臨時費用共済金を受けた場合は、その額を差し引いてお支払いします。
入院臨時費用共済金 ※4	3万円	契約者に過失がある自動車事故により、相手側に負傷者が生じ3日以上入院をしたときは、3万円をお支払いします。
後遺障害事故共済金 ※5	300万円	事故の日から180日以内に後遺障害が生じたときは、300万円を限度として、後遺障害別等級表に定める割合でお支払いします。

--- 付けて安心 ワイドな特約！ ---

対物担保特約・・・契約自動車を運転中の事故により、**他人の財産**に損害を与えた場合補償します。

車両事故共済金特約・・・**契約自動車**に車両損害事故が発生した場合補償します。

[ページのトップへ戻る](#)

## 制度内容

- ・契約車両を運転中の事故を対象に、自分や他人（相手等）に生じる経済的負担を補填します。
- ・示談に関係なく、お支払いいたします。
- ・分担金（掛金）は運転者の年齢・運転歴・性別に関係なく、車種別に設定しています。
- ・事業者の場合、分担金（掛金）はすべて損金処理が出来ます。
- ・初めてご加入される場合は、組合員になっていただき、出資金として500円（1口100円の5口分）が必要となります。

## ズッシリ重い加害者の負担を軽減！

### 加害者がすぐに必要な費用は・・・

- \* 死亡の場合  
香典・供花料・葬儀費用など
- \* 入通院の場合  
お見舞いとして、菓子・果物・生花代など

### 対象となる運転者

- \* 契約者や同居の親族  
法人の場合は、理事、取締役や、雇用している者を含みます。
- \* 届出運転者  
上記とは別に2名まで、届出により補償対象になります。

## 車種の範囲と分担金（掛け金）

車種	共済分担金	
	年払	月払
自家用乗用自動車	9,000円	900円
自家用軽乗用自動車	4,500円	450円
自家用普通貨物自動車（2t超）	16,500円	1,650円
自家用普通貨物自動車（2t以下）	13,500円	1,350円
自家用小型貨物自動車	9,000円	900円
自家用軽貨物自動車	4,500円	450円

### 多数ご契約の方にお得な割引

#### 多数契約割引

1契約10台以上の契約で5%割引が適用されます。

## 共済期間と責任の開始

### 集金契約の場合

共済期間は分担金（掛金）を領収した日の翌日午前0時から1年間です。

### 口座振替の場合

共済期間は分担金（掛金）を領収した日の属する月の翌月1日から1年間です。  
ただし、分担金（掛金）領収日の翌日午前0時からその日の末日まではサービス期間として補償いたしません。

## 口座振替について

振替が不能となった場合は、翌月に再振替致します。  
再振替が不能となった場合は、満期日にさかのぼって効力を失うものとします。

## 【特約】付けて安心、ワイドな特約

### --- 車両事故共済金特約 ---

#### ○補償範囲

1. 自損事故、他の車両との接触事故
2. 第三者による盗難、いたずら等による損害
3. 自然災害（地震・噴火・津波を除く）による損害  
**契約自動車**に車両損害事故が発生した場合補償します。

#### ○補償額

**3万円以上**の損害があったとき**3万円**をお支払いします。  
共済期間内で1回を限度とします。

#### ○分担金（掛金）

年払い・・・**2,100円**  
月払い・・・**210円**

### --- 対物担保特約 ---

#### ○補償範囲

契約自動車を運転中の事故により、他人の財物に損害を与えた場合補償します。  
※自然災害（地震、噴火、台風、洪水、高潮、津波）による損害は、補償の対象になりません。

#### ○補償額

**2万円以上**の損害があったとき**3万円**をお支払いします。  
共済期間内で1回を限度とします。

#### ○分担金（掛金）

年払い・・・**1,000円**  
月払い・・・**100円**

[■ ページのトップへ戻る](#)

#### 当サイトについて

- ▶ ご利用環境
- ▶ 個人情報保護方針
- ▶ **勧誘方針** 勧誘方針

#### 商品案内

- ▶ 火災共済
- ▶ 補償内容の改定
- ▶ 自動車事故費用共済
- ▶ 傷害費用共済
- ▶ 交通災害費用共済
- ▶ 医療総合保障共済
- ▶ 傷害総合保障共済
- ▶ 自動車共済
- ▶ 家庭総合・地震保険

#### 商品案内

- ▶ 火災共済約款

#### 会社案内

- ▶ 組合情報
- ▶ アクセス
- ▶ サイトマップ

#### お手続きについて

- ▶ よくあるご質問
- ▶ お問い合わせ

京都共済協同組合

〒604-0932 京都市中京区寺町通二条下る妙満寺前町450番地

TEL.0120-38-0521 FAX.075-256-1568